

## 第2章 援助国・輸入国における農業 ODA、 農業及び農業政策

## 第2章 援助国・輸入国における農業分野 ODA、農業及び農業政策

本章では、対象品目である野菜と果物類について、先ず、1) 調査対象とした英国及びオランダのケニア及びエチオピアに対する協力をレビューする。次に、2) 英国とオランダにおける園芸にかかる農業、農産物市場、及び農産物貿易の状況を概観する。以上に基づき、3) 援助国である英国とオランダの政策をレビューした上で、両国における農業分野 ODA と農業及び農業政策の関連性についての検討を行う。

### 2.1 ケニアにおける各国の園芸分野の輸出促進に向けた協力

ケニアの園芸セクターへの協力は、どのドナーもパリ宣言<sup>1</sup>に沿いケニアの政策を支援する協力を行っている。

ケニアの政策は、農業、特に園芸農業は経済を牽引するセクターとして、民間主導の競争力のあるセクターに転換させるとしている。2007年の7月に公表された国全体のビジョンであるケニアビジョン2030は、農業はケニア経済を牽引する6つのセクターの2番目のセクターとしてあげ、「農業生産物の付加価値を高め、農業における所得を向上する」としている。また、農業再活性化戦略2004-2014は、ケニアの農業ビジョンを、「ケニアの農業を利益のあがる、市場志向型で国際/地域競争力のある経済活動に転換し、ケニアの国民に雇用を供給する<sup>2</sup>」とし、この戦略の中で「民間セクター主導の農業開発を促進できる環境を作る」ことを強調している。

どのドナーの協力もこれらの政策を支援する協力を行っており、農民周辺のプライベートセクター支援の要素が強い。

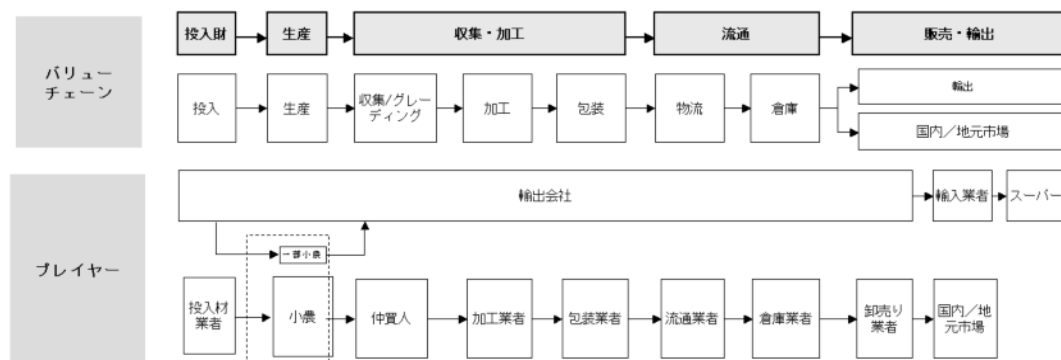
#### 2.1.1 ケニアでの園芸分野の輸出促進に貢献する協力

2006年度の本調査の結論の通り、農業分野の ODA を行った結果、生産能力が増大したからといって輸出に結びつく訳ではない。今回、ケニアで調査した果実類や野菜の場合でも、輸出しているケースは、民間輸出企業が輸出市場を狙いそのニーズや品質にあったものを生産し輸出している。ほとんどの場合、この生産から輸出に至るチェーンを企業で内部化し、市場や政府の求める基準を満たすべく品質管理を行っている。

従って、小農が輸出市場にアクセスできているケースは多くなく、契約農家として大規模輸出企業のサプライチェーンに入れた場合のみのごく一部に限られる（下図参照）。

<sup>1</sup> 2005年3月のパリにおける DAC のハイレベルフォーラムにおいて、援助効果の向上のために、オーナーシップ（途上国が政策や戦略を持つこと）、アラインメント（途上国の政策や戦略に沿って協力を行うこと）、ハーモナイゼーション（ドナー間で途上国を支援するために調和すること）、開発成果マネジメント、成果に対する相互説明責任の5項目をあげ、具体的措置を確認した。これにより被援助国は開発計画及びそれを裏付ける支出計画を策定し実施に移してゆき、ドナーは他のドナーと協調しつつ、途被援助国の政策に則って援助を実施することが、改めて確認され具体的な行動も示された。

<sup>2</sup> Ministry of Agriculture and Ministry of Livestock and Fisheries Development, Strategy for Revitalizing Agriculture 2004-2014, March 2004.



出所：調査団作成

図 2.1 バリューチェーンと各プレイヤーの関わり (ケニア)

### 2.1.2 英国とオランダの協力

ケニアでの野菜と果物の輸出企業の多くは英国系かオランダ系であり、それぞれ英国とオランダ市場に輸出している。このため、英国とオランダの協力はこれらの自国企業と協働し、輸出チェーンに小規模農家がサプライヤーとして参入できるような環境づくりや、輸出企業が雇用している労働者の労働安全を改善するなど、輸出企業が社会や環境面での批判をうけることを避けるような、自国企業の支援と小農のアクセスを改善することによる貧困削減を両立させるような戦略的な協力をを行っている。

- 輸出企業での労働環境の整備、環境対策支援：進出企業が社会的に批判されないように
- 小規模農家の輸出業者へのアクセス拡大の支援：民間セクターと協働

#### (1) 英国の輸出能力強化へ向けた協力

英国の ODA は英国国際開発庁 (DFID: Department of International Development) が、実施を担当している。DFID 本部の農業セクターの戦略で、国際貿易を貧しい人のためになるように転換することをあげ、英国の他の省庁や EU と緊密に連絡をとり、EU の共通農業政策や EU の WTO 交渉で、援助以外の政策が開発途上国の開発に貢献するように働きかけている。各国の DFID 事務所では、独自に国別支援計画 (Country Assistance Plan) を策定しており、ケニアの国別支援計画 2004-2007 では、ケニア国家経済再生戦略 (ERS: Economic Recovery Strategy for Wealth and Employment Creation) の実施を支援することにより、経済を改善させ貧困層に基礎的サービスを提供することとしている。重点分野は政府の人々に対するアカウントビリティと貧困層へのサービス、貧しい人々のための経済開発、HIV/AIDS など人々に対する投資、ドナー協調とアラインメントである。特にドナー協調とアラインメントについては、ケニア政府と 17 の援助機関との協働で作成した、ケニア共同支援戦略 2007-2012 (KJAS: Kenya Joint Assistance Strategy) に沿って行うことを強調している。

輸出促進に関連するプロジェクトで最近終了したものは次の3つである。

- ケニア貿易貧困プログラム (KTPP: Kenya Trade and Poverty Programme)
- ビジネス環境プロジェクト (Enabling Environment for Business)
- ビジネスパートナーシッププログラム (Business Partnership Programme)

ケニア貿易貧困プログラムは、貿易政策のキャパシティ・ビルディングであり、2002-2004年にケニア国内では60万ポンドの予算で実施された。ビジネス環境プロジェクトは、規制の簡素化とケニアのビジネスセクターの支援団体の設立であり、2001-2004年にかけて160万ポンドが支出された。

ビジネスパートナーシッププログラムは、園芸に直接関係している。これは、チャレンジファンドという英国の独特の方式で、民間企業との協働プロジェクトであり、養蜂と園芸セクターについて、2000-2004年にかけて2百万ポンドの予算で実施された。この中の園芸サブプロジェクトはケニアの花弁農場の労働条件に対する国際的な批判に対応して実施された。コンポーネントには、ケニア花弁評議会 (Kenya Flower Council) の健康と安全基準に適合するための小規模農家に対する訓練プロジェクトに対する支援、また、農場における社会監査を行うための園芸倫理ビジネスイニシアティブに対する支援などがある。更に、園芸農家が生産基準 (Code of Practice) を満たすためのレコードキーピングやトレーサビリティについての訓練や化学廃棄物の取り扱いや健康・安全の訓練も行われた。

また、この他にも DFID は 2002-2004 年にかけて、南アフリカ、ケニア、ザンビアの園芸貿易におけるジェンダーと倫理に関する調査研究も行っている。この調査は、ケニアの花弁産業における生産コードの影響もカバーしている。

現在、実施されている園芸分野の協力は、農業支援というよりも経済開発の一つとして行われており、ケニア貿易産業省の主導する民間セクター開発戦略 2006-2010 (Private Sector Development Strategy) に沿って、ビジネスサービス市場開発プロジェクト (BSMDP: Business Service Market Development Project) を実施している。また、英国の独特のプロジェクトとして、民間企業と協働で実施するチャレンジファンドがある。現在、輸出園芸セクターのチャレンジファンドを企画中である。以下にこれらの2つのプロジェクトの概要を示す。

### ビジネスサービス市場開発プロジェクト (BSMDP: Business Service Market Development Project)

本プロジェクトは、貧困者のための経済成長機会を向上し、持続的なビジネスサービスの開発と提供を促進することを目的としている。期間は2003年から3年間で、資金はDFIDの4.2百万ポンドに加え、デンマークのDANIDAとも協調し、ビジネスセクタープログラムサポート (BSPS: Business Sector Programme Support) から0.6百万ポンドを得ている。最初に、サブセクターの選定と介入方法の優先付けを行った。サブセクター選定において更なるビジネスサービスの開発のポテンシャルに重点がおかれ、サブセクターとして、酪農、園芸、情報コミュニケーション技術と職業訓練が選ばれた。次に、サブセクターの詳細調査を行い豆類のみならずその他の野菜類も対

象とした。介入方法は、EUREPGAP（European Retailer's Protocol on Good Agricultural Practice）基準に適合するための様々なプログラムで、啓蒙活動、研修・技術支援、マーケティングと技術支援、基準に沿った農薬散布方法の指導などである。また、EUREPGAP の認証組織などのサービスプロバイダーのキャパシティ・ビルディング、中小企業向けのビジネス情報の提供、商業的に持続可能なインターラクティブなラジオ番組の開発などを行った。

### 英国のチャレンジファンド：

英国国際開発庁（DFID）では、新たに食品小売業チャレンジファンド（FRICF: Food Retail Industry Challenge Fund）を計画し、大臣の承認を待っている。このファンドは、アフリカの小農の輸出市場へのアクセスを改善することを目的として、大手スーパーマーケット（ASDA, The Co-operative Group, Marks and Spencer, Morrison's, Sainsbury's, Somerfield, Tesco and Waitrose）にチャレンジファンドを提供し、サプライチェーンに小農を入れること（ローン、技術向上、組織化などで）、及び消費者に小農に関する情報を提供し、アフリカ食品購入の開発効果を啓発することを狙っている。予算額は2百万ポンドである。

このチャレンジファンド方式は、既にケニアの他セクターで成功を収めている。例えば、銀行サービスのない農村部でも携帯電話を使ったモバイル・バンキングシステムとして、M-PESA プロジェクトがある。2003年に、DFID は Financial Development Challenge Fund (FDCF)として 91 万ポンド、Vodafone は 99 万ポンド投資し、Vodafone はケニアの携帯電話プロバイダーSafaricom と協働し、M-PESA プロジェクトを開始した。今では成功を収め農村部の人々がこのサービスを享受している。一方の見方では自国企業の市場拡大と貧困削減の両方を狙った戦略的な協力ともいえる。尚、Safaricom の M-PESA の Website は次の通り。

[http://www.safaricom.co.ke/m-pesa/default.asp?active\\_page\\_id=1](http://www.safaricom.co.ke/m-pesa/default.asp?active_page_id=1)

### **（2） オランダ**

オランダの援助はオランダ外務省が実施しているが、政府のみでなく社会全体の問題として、市民組織、企業、研究所などと連携して実施している。特に貧困削減に対しては援助政策のみならず非援助政策も重要という「開発のための政策一貫性（Policy Coherence for Development）」を重視している。開発に対するコミットメント指数（CDI: Commitment to Development Index）では、連続して世界で一位となっている。

開発途上国からの輸入に関しては、開発途上国からの輸入促進センター（CBI: The Centre for the Promotion of Imports from Developing Countries）という実施機関があり、開発途上国への EU 市場の情報提供、輸出ビジネス指導、研修、ビジネス支援組織の組織開発などの支援を行っている。

また、民間セクターとの連携が盛んで、現在は新規市場協力プログラム（PSOM: Programme for Cooperation with Emerging Markets）と開発関連輸出取引/産業・環境プログラム（ORET: Programme for Development-Related Export Transactions/ Industry and Environment）がある。ケニアに進出している企業と密接につながっているものが多い。現在、輸出園芸関係の進行中または終了して間もな

いプロジェクトとしては、次のものがある。

### 小農による園芸輸出のための適正加工技術開発プロジェクト

(Development of Appropriate Processing Technology for Horticulture Export by Smallholder Farmers)

目標：適正技術による輸出市場を目指した果実と野菜の生産と加工によりケニアの小農の持続的な収入創出に貢献する。

目的：

1. 市場ポテンシャルのある果実と野菜のための太陽光エネルギーの適応研究の実施。
2. 集中加工ユニットと小農グループによる商業的なパイロットサプライチェーンを開発する。
3. パイロットサプライチェーンのスケールアップのための分析と評価をする。
4. 技術支援開発とトレーナーズ訓練を行う。

内容：種子会社、HCDA と協働で実施。

期間：2006 年から 2 年間

### 花卉輸出への小農参入奨励プロジェクト

(Encouraging Smallholder Involvement in Export Floriculture)

目標：終了までに：

1. 300 の小農が花卉輸出に参入する持続的な枠組みが構築される。
2. 小農が花卉輸出参入を奨励するモデルができる。
3. 300 の小農とその家族の所得が向上する。
4. 小農がアクセスできる資金スキームができ、金融パートナーにより商業運用される。
5. 民間普及サービスができる。

活動内容：既存の輸出業者への小農とのパートナーシップの啓蒙。農家の輸出グループの組織化。

小農へのファイナンススキーム。普及サービス開発。

期間：2006 年から 3 年間

### 技術支援と経営訓練のためのビジネスプラン開発プロジェクト

(Developing a Business Plan for Technical Support and Management)

目的：

1. 産業主導の職業教育と中間管理者訓練プログラムを開発し、産業のニーズに適切に対応しつつ官民パートナーシップを醸成する。
2. 研修プログラムの長期資金計画を作成する。これはケニア政府、ドナー民間セクター、サービス提供者による適切な貢献による。

関係者：民間会社、KHDP, FPEAK, KFC, JKIAT など

期間：2006 年から 2007 年 10 月まで

### ケニアの園芸産物の市場アクセス向上へ向けた効果的な植物貿易検査とシステムのキャパシティ・ビルディング

(CABHORT: Capacity Building for Effective Phytosanitary Checks and Systems to Enhance Market Access of Kenya's Horticultural Produce)

目標：植物衛生基準とその手続きが適用され、ケニアの園芸生産者と輸出業者が国際市場での競争力を保つ。

目的：植物検疫検査での障害が、2004-06年のレベルまで減少し、バラなどに対する検査率が更に減少する。

関係者：KEPHIS, FPEAK, KFC, KARI, HCDA

期間：2006年から2年間

### ケニアの花弁セクターにおける産品と市場多様化並びに収穫後管理に関する研究開発

(Research and Development on Diversification of Products and Markets, and Post Harvest Control in the Floriculture Sector of Kenya)

目標：品質向上、収穫後処理、市場多様化、製品開発と多様化に焦点を当てたセクターにわたる研究・普及ファンドの設立検討により花卉産業の生産性と競争優位をあげる。

目的：

1. 製品と市場多様化と収穫後管理に焦点をあてた園芸研究開発ファンドのビジネスプランを作成する。
2. 園芸研究開発ファンドのパイロットフェーズを管理運営する。WSSD (World Summit on Sustainable Development) プログラム委員会がフェーズ2の実施を決定する。

関係者：KFC, KARI, FPEAK, KEPHIS, HDC, HCDA, Buyers

期間：2005年から2年間

#### 2.1.3 その他のドナーの園芸分野の輸出促進への協力

一方、輸出企業を持たないドイツや米国などのドナーは、小農の市場アクセス改善やバリューチェーン開発などの協力を行っている（バリューチェーンについては、下記囲み2.1参照）。ドイツは今回の調査対象とした援助国ではないが、自国企業を持たない国として比較的純粋にケニアのために、バリューチェーン開発というビジネスの視点を取り入れた協力を行っており、日本にとっても示唆のあるものである。協力内容は特定品目のバリューチェーン開発である。品目は、ジャガイモ、マッシュルーム、マンゴー、パッションフルーツ、野菜や果実以外では、牛肉、家禽、乳山羊、蜂蜜、魚である。また、IFADはドイツの成果に基づき、バリューチェーン支援の品目を拡大する協力を計画している（Smallholder Horticulture Marketing Programme、対象品目：ジャガイモ、バナナ、キャベツ、トマトなど）。

### 囲み 2.1 バリューチェーン (Value Chain: 価値連鎖)

一般的に商品が消費者の手元にわたるまで、多くのビジネスプロセスを通る。サプライヤー（調達）からメーカー（製造）、卸や小売り（流通）、販売、サービスに至る流れは、それぞれの工程で付加価値を生み出しながら流れていく過程である。この価値の連鎖をバリューチェーンと呼ぶ。

もとは、ハーバード・ビジネス・スクールのマイケル・E・ポーター（Michael E. Porter）教授が、著書「Competitive Advantage: Creating and Sustaining Superior Performance: 競争優位の戦略（邦題）」（1985年）で示した言葉で、企業の競争優位の源泉を、その企業活動全てにかかる部門の総合力でとらえようとした考え方で、当時一世を風靡した。

ケニアの農業のケースに当てはめると、農業生産のための投入財から、生産、加工、マーケティング、流通から最終消費に至る生産プロセスの流れがある。農産物のバリューチェーンは一企業で内部化するよりも、それぞれの過程でそれを担う様々なアクターが関与している。投入財業者、農業生産者、加工業者、トレーダー、物流業者、輸出業者などである。これらのアクター全体が価値を増やせるように、一つの戦略に向けてコーディネートするようなアレンジを行う。バリューチェーン開発はある農産物をモデルとして選び、バリューチェーン分析を行い、それに関連するアクターを組織化し調整して市場にアクセスするというモデルを作るものであるとも言える。

現在、ケニアにおける輸出市場向けの園芸作物のバリューチェーンでは、そのほとんどが図 2.1 に示すように、輸出企業に内部化されている。下記に示すドイツの事例は、このような大企業に内部化されていないバリューチェーンの問題を解決し、各段階における価値を高めようという試みである。

#### ドイツのバリューチェーン開発の事例

プログラム名：農業の民間セクター開発促進プログラム (PSDS: Private Sector Development in Agriculture)

協力期間：(Phase I) 2003-2004、(Phase II) 2005-2007 年

対象地域：人口密度が高く貧困率が高い高中ポテンシャル地域

バリューチェーン開発の対象品目：ジャガイモ、マンゴー、パッションフルーツ、野菜、マッシュルーム、よもぎ、乳山羊、牛肉、家禽、ハチミツ、魚

プログラム目的：バリューチェーンの中の中小事業者が、経済的に最適で環境的に優しい生産方法を採用し、彼らによりよい環境を提供することにより市場機会を活用できるようになる。

内容：中小規模農家と農業起業家の国内と国際市場へのアクセスを支援するために、バリューチェーン・アプローチを行う。バリューチェーン開発はビジネスのアプローチであり、投入財業者、農家、トレーダー、加工業者、小売業者から最終消費者までのバリューチェーンの中で、各プレイヤーを支援することを目的としている。バリューチェーンにおける全てのプレイヤーが協力することにより、バリューチェーンにおけるどの段階の個

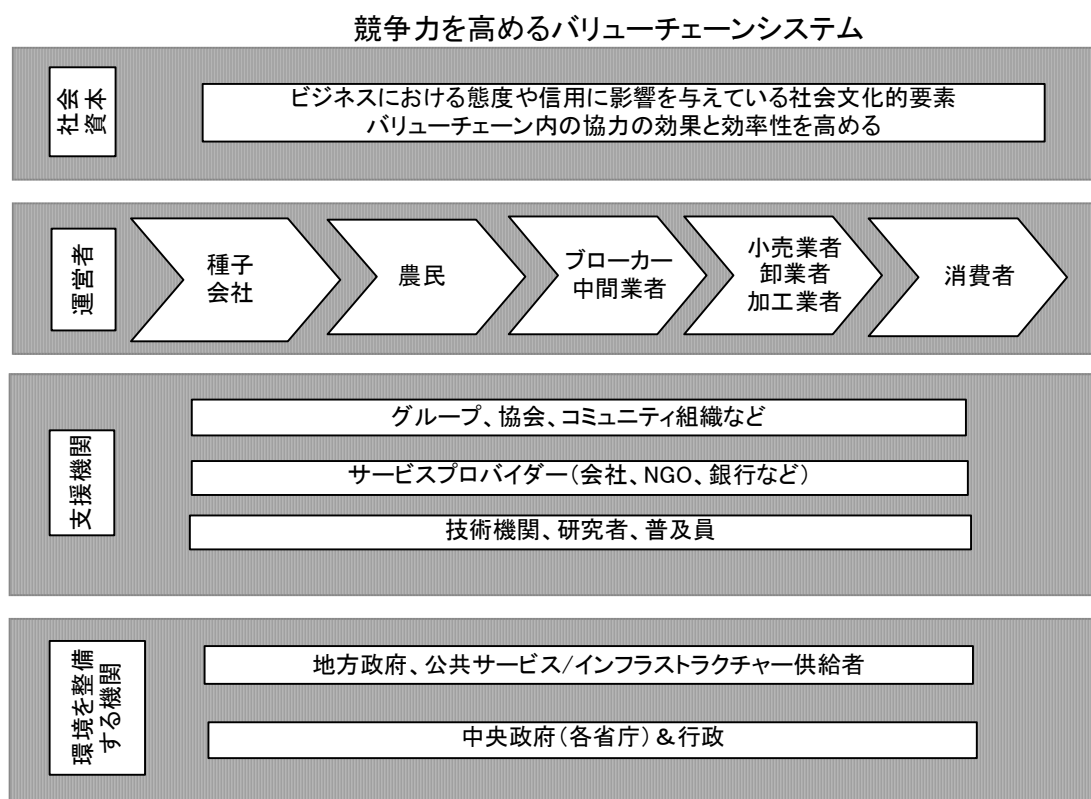


別のプレイヤーの価値も高まることとなる。

1. 農業産業化のポテンシャルの利用と市場アクセスを妨げる制約要因の特定
2. 制約要因に対応し機会をつかむためのアクターが参加した戦略づくり
3. 制約要因への対応：
  - 農家レベル：経済効率、最適な資源利用、環境に優しい生産方法に向け、生産とマーケティング活動をコンサルティングや加工業者、輸出業者などとのネットワーキングにより強化し、農民グループの組織化を行う。
  - 中間レベル：公的と民間のサービスプロバイダーのキャパシティを強化し、中小農家や企業へのサービスを改善する。
  - マクロレベル：バリューチェーン開発に必要な政策的・法的なフレームワークの改革を支援する。

主な成果：

- ジャガイモのバリューチェーン分析により、トレーダーの集荷バッグが年々大きくなっているということが判明し、ジャガイモ集荷バッグの規格を統一し、法制化を行った。また、農家の意見を代弁するケニアジャガイモ農家協会（KENAPOFA: The Kenya National Potato Farmers Association）が設立された。
- 2007年1月末から2月初めにかけて、ジャガイモの投入財業者、生産者、仲買人、加工業者、民間サービス業者、政策決定者、公的サービス業者（KARI, KEPHIS など）が参加し、バリューチェーン・ステークホルダー・ワークショップが開催された。ワークショップでは、バリューチェーン分析結果の報告、バリューチェーン開発に向けての機会とチャレンジ、バリューチェーンマップの作成、バリューチェーン開発戦略などが討議され、バリューチェーン開発戦略案並びにジャガイモ協会戦略案が策定された。バリューチェーン開発戦略は、種子供給、ジャガイモ生産、流通、加工、法的枠組みについて検討された。



出所:GTZ, PSDA 資料

図 2.2 ジャガイモのバリューチェーンとステークホルダー

- 魚のバリューチェーン開発では、バリューチェーン分析により、トレーダーが魚を売る前に干し魚に混入した砂や石を取り除く作業に多くの手間と時間を費やしていることがわかり、魚を砂浜で乾燥させる工程で砂や石が付着しないように改善をした。

## 2.2 エチオピアにおける各国の園芸分野の輸出促進に向けた協力

エチオピアに対しては、各ドナーが農産物の輸出促進を重要な柱としている「貧困撲滅に向けた国家開発戦略 (PASDEP)」で示されている重点課題に基づいて援助を実施している。

表 2.1 エチオピア園芸分野に関する PASDEP とドナー協力の関係

PASDEPにおけるプログラム	プロジェクト	ドナー
1. 農業投入資材の供給 (肥料、種子、他の投入資材)	1. 農業投入資材と輸出市場の開発 2. 農業投入資材供与(肥料) 3. 穀物及び肥料の市場分析 4. 農業投入資材及び農業生産の地域研究 5. 農業投入資材及び農業生産の開発	オランダ大使館 JICA 世銀 世銀/DFID UNDP/UNCDF
2. 農産物の輸出拡大とその市場 (インフラ及び関連施設整備、市場拡大を含む)	1. 農業投入資材と輸出市場の開発 2. DCA借入保証 3. アグリビジネスと貿易拡大 4. 小規模農家連携プログラム(アウト・グローワースキーム) 5. 農産物の市場、品質管理、検査、認証システム(農業農村開発省) 6. 民間セクター開発(バリューチェーンの分析と支援) 7. 農産物市場と改善プログラム 8. 野菜及び生鮮農産物のための市場インフラ	オランダ大使館 USAID USAID USAID JICA 世銀 IFAD イタリアDC
3. 国内市場の改善と強化	1. 生産及び市場改善 2. 地域の人材育成プロジェクト(商取引と政策) 3. 農産物市場改善プログラム 4. 小規模農家の富の創造(市場統合による地域農家収入の向上)	CIDA 世銀/CIDA IFAD Irish Aid
4. 農産物の品質管理及び基準の設定	1. 農産物の市場、品質管理、検査、認証システム(農業農村開発省) 2. 農産物市場改善プログラム 3. 制度構築支援(農産物の格付けや生産促進)	JICA IFAD オランダ大使館
5. 倉庫サービスと貸出システム確立	1. アグリビジネスと貿易拡大 2. DCA借入保証 3. 地域の人材育成プログラム(商取引と政策)	USAID USAID 世銀/CIDA
6. 農業市場情報システム構築	1. 情報収集・公開のための市場情報システム、地域市場インフラ改善 2. 地域の人材育成プログラム(商取引と政策) 3. 民間セクター開発(バリューチェーンの分析と支援)	JICA 世銀/CIDA 世銀
7. 農業マーケティング人材育成 (短期・長期研修、市場法・規制の整備・改善、他)	1. 生産及び市場改善(IPMS) 2. アグリビジネスと貿易拡大 3. 地域の人材育成プログラム(商取引と政策) 4. 農業マーケティング改善プログラム	CIDA USAID 世銀/CIDA IFAD
8. 協同組合の設立と強化	1. 農業投入資材と輸出市場の開発(小規模組合、協同組合の形成) 2. 小規模事業者連携プログラム(商業農家とのアウト・グローワースキーム、野菜生産とマーケティング) 3. 作物多様化と市場開発(FAOとの連携)	オランダ大使館 USAID  イタリアDC

持続的開発・貧困削減計画 (SDPRP) の開発戦略のひとつであった「農業開発主導型工業化 (ADLI) は、「貧困撲滅に向けた国家開発戦略 (PASDEP)」に引き継がれている。基幹産業の農業を最重点分野として、高付加価値農産物の生産と輸出志向の製造業支援を通じて民間の成長促進を行うとあることから、欧米の支援も民間セクター支援が中心となっている。

エチオピアの園芸セクターに対しては、USAID と世銀による開発支援グループ (DAG) 民間部門開発のための技術ワーキンググループ (TWG) が、ドナー協調を進めている。

輸出志向の商品としては、穀物、豆類、油糧作物、スパイス、野菜などがあるが、それらに対する研究・普及サービスが提供されることになっている。そのために政府の役割としては、法制度や基準の整備、インフラ整備 (基幹・農道、中小規模灌漑など)、種子や遺伝資源などの海外からの技術導入などがあげられている。

エチオピアの園芸産業は、その周辺産業を含め、経済成長の鍵を握る重要な役割を担っている。周辺産業は外国企業が中心とはいえ、それによる雇用創出は、国民に対する直接的な効果として魅力的である。

周辺産業は、ブリーダー、肥料、温室設備、灌漑設備、梱包資材、冷蔵設備などの業者で、オランダ、フランス、ドイツ、スペインなどのヨーロッパ系企業以外にイスラエル、ケニアなどがある。イスラエルは温室設備、灌漑設備、肥料などの安価供給源として存在感が大きい。

### 2.2.1 エチオピアでの園芸分野の輸出促進に貢献する協力

園芸産業においては、オランダが、農民のキャパシティ・ビルディング、園芸投資・マーケティング戦略ペーパー策定、環境関連行動規範策定など多くの支援を行っており、他に英国の DFID による園芸生産・輸出業者組合運営費拠出、USAID による農業技術指導、DANIDA による害虫管理研修などが行われている。

オランダは、自国企業の誘致に熱心で、2007 年 3 月に開催されたエチオピア園芸祭 (Hortiflora Ethiopia 2007) にも多くのオランダ企業を招待し、新規事業参入を後押ししている。切花産業が軌道に乗り始めたことから、市場及び商品の多様化のために野菜・果実類の輸出拡大を目指す園芸生産・輸出業者組合の意向に沿った支援を行っており、高品質のゴマを搾油用にオランダに輸出することも検討されている。

### 2.2.2 オランダと英国の協力

#### (1) オランダの協力

オランダ政府は二国間開発協力の一環として、長期にわたるエチオピアとの開発パートナーシップを結んでおり、オランダ大使館が協力する分野は、教育、健康と地域経済開発の 3 分野に特化している。

以前は食料安全保障が主であったが、最近ではビジネスや市場の開発に繋がるような民間セクターの開発に連携したものになっている。オランダ政府の新しい政策は民間セクター開発で、エチオピアの園芸セクターの開発を促進してきた。現在進行中のプログラムで園芸セクターに係わるものは以下のとおり。

#### 農民組織化と農産物市場

目標：オロミアと SNNP における自主的なビジネス志向の農民組織の設立と強化を目指す。

目的：

1. 公共のコンポーネントは、ビジネス志向の組織のための環境整備と官民の対話の機会作り
2. 民間コンポーネントは、農産加工や貯蔵、マーケティング活動を通して対象地域における協同組合や起業家への支援をすること。
3. 農産物加工は付加価値化にも繋がるため協同組合や農産加工業者への支援も行う。
4. 輸出可能性が評価され、もし可能なら協同組合への直接支援や輸出業者への支援も行う。
5. プログラムのフレームの中でのマーケティングや加工、収穫後処理などの関連の調査・研究に対する財政支援も含まれる。

#### エチオピアーオランダ園芸パートナーシッププログラム

オランダのワーヘニンゲン大学は、以前から「エチオピアーオランダ園芸パートナーシッププログラム」により多くの調査を行っているが、ここでは最近の園芸作物輸出のための調査から形成

されたプロジェクトは以下のとおりであり、エチオピアで現在実施しているプロジェクトの実状を踏まえて考察されていることから、輸出能力を向上させる協力の方向性を検討するための資料となる。

a. 海外投資家のためのワークショップ

目的：野菜・果実類の海外資本及び国際合弁会社の誘致

主な活動：欧米や日本の海外投資家とのコンタクトとワークショップの開催、展示会参加  
期待する成果：投資情報の収集と公開、EU 市場と中東市場向け投資家とのワークショップ

b. 選択された農産物と市場投入時期のためのバリューチェーン分析とマーケット研究

目的：選択された農産物とその市場投入のための野菜・果実類の競争力強化

主な活動：競争力とポテンシャルがある農産物とその市場の検証と選択、バリューチェーン分析、顧客開拓のための研修、サプライチェーンマネジメントの研修

期待する成果：高いポテンシャルの野菜・果実類と市場の競争力強化の定量分析

c. 中東市場への冷蔵コンテナ輸送の可能性調査

目的：選択された野菜・果実類のための中東への冷蔵輸送システムの可能性検証

主な活動：輸出入業者などとのインタビュー、データ収集、バリューチェーン分析

期待する成果：上記可能性調査報告書、中東市場向けパイロットプロジェクトと事業計画

d. 加工果実及び野菜のためのサプライチェーン開発のパイロットプロジェクト

目的：野菜・果実類の加工サプライチェーンのパイロット開発により加工産業開発の促進

主な活動：輸出用加工野菜・果実の文献調査、民間加工施設の選定、事業計画策定、小規模生産農家とのサプライチェーン組織化、パイロットプロジェクトの実施

期待する成果：小規模農家と加工業者のパイロットプロジェクト、結果とその教訓

e. 輸出向けの適切な果実品種開発の技術支援

目的：野菜及び果実類の官民による種子開発プログラム

主な活動：選択された果実の品種及び種苗のためのニーズ調査、種子開発における現行調査研究プロジェクト調査、種子開発に参加する民間セクターの選択、種子研究開発プログラム開発

期待する成果：果実種子開発の官民プログラムの形成と事業計画開発、組織培養事業計画

f. 高品質の野菜・果実の生産管理における技術支援

目的：選択された野菜・果実類の生産技術と収穫後処理技術の開発

主な活動：野菜・果実類の研究普及プログラム調査と研究機関での開発と技術普及、野菜・果実類の技術支援のための優先順位付け、野菜・果実セクターの研究・技術支援基金設立

期待される成果：野菜・果実類の生産、収穫後処理の人材開発、研究技術支援基金

g. 小規模農家へのアウト・グロウワー・スキームと EUREPGAP 導入のためのパイロットプロジェクト

目的：小規模農家の EUREPGAP 認証取得のための低コストな方法の開発

主な活動：ケニアにおける EUREPGAP と小規模農家のケーススタディ、既存の農家組合の取組み方の分析、農民組織強化、認証プロセス、EUREPGAP 登録プログラムとしての EU 向けパイロットプロジェクト形成と評価とスケールアップの検討

期待する成果：EUREPGAP 認証を受けたパイロットプロジェクト農家と規模拡大への教訓

## (2) 英国の協力

DFID は、エチオピアの園芸セクター開発についての支援は近年行っておらず、現在は、「公共セクターにおける人材育成」「教育や健康などの基本サービスや安全な水や衛生へのアクセス改善」「貧困農民の食料安全保障」が中心になっている。

### 2.2.3 その他のドナーの園芸分野の輸出促進への協力

米国の USAID は、民間への直接支援をしており以下のプロジェクトが活動中である。

#### アグリビジネスと貿易拡大活動

(Ethiopia Agribusiness and Trade Expansion Activity)

目標：園芸、油糧種子と豆類、コーヒー、皮革の4セクターにおける「アグリビジネスの生産性」「農家の収入」及び「海外輸出、域内輸出、国内の売上」を増加させること。

目的：

1. アムハラ、SNNPR、ティグレィ、オロミアの4箇所の地域に応じた農民グループへの技術指導
2. プロジェクトのスタッフは、マネジメント、園芸、コーヒー、皮革、油糧種子、貿易投資の6つのチームからなり、それぞれの地域で活動している。
3. 野菜や果実類においては、生産技術や収穫後処理、一次加工、EUREPGAP、HACCPなどの認証、ロジステックに至るまでの支援を行う。
4. 海外や域内市場への貿易機会創出のための調査団の調整、買い手との橋渡し、事業計画やローンの申請などへの支援を行う。
5. プロジェクトのWebsiteに活動内容と実績を掲載し、関係者などに広く情報公開している。

内容：農業農村開発省、貿易産業省、園芸作物生産輸出協会など関連協会との協賛

期間：2006年4月から3年間

## 2.3 援助国・輸入国（英国、オランダ）の農業、農産物市場、農産物貿易

### 2.3.1 EUの野菜、果物市場

農産物輸入の農業及び農業政策に及ぼした影響を把握するにあたり、援助国の農業と農産物貿易について概観する。英国とオランダはEU共通市場の一部であり、EUの文脈において農産市場、農業生産、貿易を把握する必要がある。EU及び英国、オランダにおける果実類と野菜の市場規模、農業生産、農産物貿易は下表の通り。

表 2.2 EU、英国、オランダにおける果実類と野菜の市場規模、農業生産、及び貿易

	果実類			増加率 2001-05	EU内シェア	野菜			増加率 2001-05	EU内シェア	
	2001	2003	2005			2001	2003	2005			
消費量 (千トン)	EU25ヶ国*1	71,951	70,354	74,536	3.6%		60,636	59,658	61,552	1.5%	
	英国	3,101	3,178	3,448	11%	4.6%	4,217	4,056	4,466	5.9%	7.3%
	オランダ	1,144	1,175	910	-20%	1.2%	1,659	1,161	1,347	-19%	2.2%
生産量 (千トン)	EU25ヶ国*	67,455	64,594	67,630	0.3%		60,968	59,871	61,440	0.8%	
	英国	332	269	281	-15%	0.4%	2,857	2,547	2,660	-6.9%	4.3%
	オランダ	531	569	695	31%	1.0%	3,630	3,770	3,829	5.5%	6.2%
輸入量 (千トン)	EU25ヶ国*	18,923	20,380	23,238	23%		9,138	9,956	10,529	15%	
	EU外輸入	7,852	8,485	9,422	20%	40.5%	1,028	1,199	1,215	18%	11.5%
	DCからの輸入	6,769	7,480	8,576	27%	36.9%	626	773	955	53%	9.1%
	英国	2,837	2,988	3,279	16%	14.1%	1,461	1,612	1,894	30%	18.0%
	オランダ	2,012	2,274	2,149	7%	9.2%	799	883	735	-8.0%	7.0%
輸出量 (千トン)	EU25ヶ国*	14,427	14,620	16,332	13%		9,470	10,169	10,418	10%	
	EU外輸出	2,845	2,506	2,185	-23%	13.4%	1,295	1,544	1,406	8.6%	13.5%
	英国	68	79	112	65%	0.7%	101	103	88	-13%	0.8%
	オランダ	1,401	1,670	1,936	38%	11.9%	2,770	3,492	3,217	16%	30.9%
人口 (千人)	EU27ヶ国	482,958	486,520	490,898	1.6%						
	EU25ヶ国	453,153	456,902	461,479	1.8%						
	英国	60,060	59,438	59,000	-1.8%	13%					
	オランダ	16,306	16,193	15,987	-2.0%	3.5%					

註: \*1: 2007年にEUに加盟したブルガリアとルーマニアを除くEU25ヶ国。

\*2: DC: 発展途上国

出典: CBI Market Survey 2006, Eurostat 2007

### 市場規模と生産

EUの果実類と野菜の市場は、南欧のイタリア、スペイン、フランスでの生産と消費が多い。欧州の北部に位置する英国とオランダは一人当たり消費量も少なく、市場規模は大きくない。EU全体に占める割合は、果実類では英国は5%、オランダが1%で、野菜では英国7%、オランダ2%程である。

### 輸入

EU域内からの輸入の割合が高く、スペインやイタリアなどの南欧から北欧への輸出量が多い。一方で域外、特に発展途上国からの輸入が増加している。英国とオランダでは、その市場規模に比べて輸入規模は比較的大きく、EU全体の輸入に占める割合は、果実類では英国は14%、オランダは9%、野菜では英国18%、オランダ7%である。

### 輸出

輸出では、オランダはEU全体の輸出のうち高い割合を占め（果実類12%、野菜18%）、オランダは歴史的に中継貿易で発展したこともあり、これらの農産物を輸入してEU内外に再輸出している。

## 2.3.2 英国市場

英国の果実類と野菜の輸入状況は下表の通り。ケニアから豆類の輸入が目立つ。

表 2.3 英国の果実類と野菜の輸入

Fruits	2005 (million Euro)	Source			
		Intra-EU	Extra-EU	DC	Kenya
Bananas	485	15%	0%	85%	0%
Grapes	401	32%	5%	63%	0%
Apples	424	46%	26%	28%	0%
Orages	172	38%	6%	56%	0%
Tangerines	214	55%	4%	41%	0%
Pineapple	64	15%	0%	85%	0%
Intra-EU	1,258				
Extra EU	233				
DC	1,345				
TOTAL	2,836				

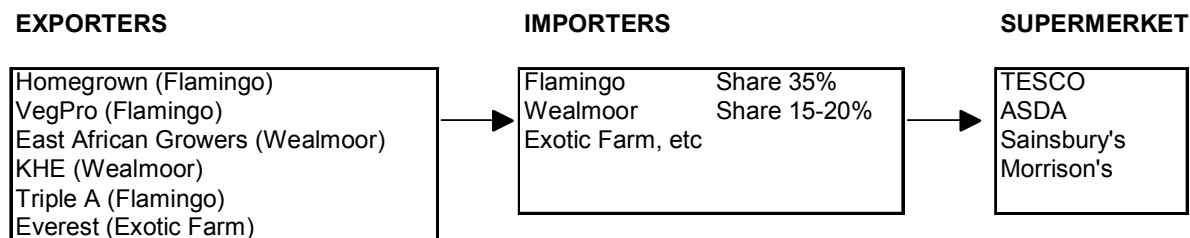
  

Vegetables	2005 (million Euro)	Source			
		Intra-EU	Extra-EU	DC	Kenya
Beans	89	8%	0%	92%	64%
Peas	44	5%	0%	95%	48%
Asparagus	24	16%	3%	81%	0%
Onions and shallots	103	78%	10%	12%	0.7%
Sweet pepper	229	94%	2%	4%	0.5%
Intra-EU	1,885				
Extra EU	46				
DC	262				
TOTAL	2,193				

出典：CBI

英国の農産物の小売市場は、大手スーパーの寡占が進み、大手4社で全体販売額の75%を占めている。市場シェアは、テスコ (Tesco, 31%)、アズダ (ASDA, 17%)、セインズベリー (Sainsbury's, 10%)、モリソンズ (Morrison's, 11%) の順となっている。

ケニアからの輸入ルートは、ケニアにある大手輸出業者-英国の輸入業者-大手小売りチェーンとなっている。英国の輸入業者傘下の輸出業者が、生産から加工、輸出までを担っており、輸出までの物流チェーンを内部化している。



出典：調査団作成

図 2.3 英国におけるケニアからの輸入ルート

最近の市場動向として、Pre-cut や Pre-packed 野菜・果実、有機産品、フェアトレード製品、Food mile にこだわる地元品がのびている。



### 2.3.3 オランダ市場

オランダの果実類と野菜の輸入状況は下表の通り。やはり、ケニアから豆類の輸入が目立つ。

表 2.4 オランダの果実類、野菜の輸入

Fruits	2005 (million Euro)	Source			
		Intra-EU	Extra-EU	DC	Kenya
Grapes	260	20%	1%	79%	0%
Orages	186	37%	3%	60%	0%
Apples	213	25%	27%	48%	0%
Mangos and guavas	85	9%	10%	81%	0%
Lemons and limes	67	20%	1%	79%	0%
Intra-EU	625				
Extra EU	120				
DC	952				
TOTAL	1,697				

Vegetables	2005 (million Euro)	Source			
		Intra-EU	Extra-EU	DC	Kenya
Beans	45	40%	0%	60%	16%
Peas	28	19%	0%	81%	39%
Asparagus	22	26%	0%	74%	0%
Garlic	15	33%	0%	67%	0%
Sweet pepper	110	62%	33%	5%	0%
Intra-EU	516				
Extra EU	60				
DC	103				
TOTAL	679				

出典：CBI

オランダにおける農産物の小売市場も、大手スーパーの寡占が進んでおり、全体販売額の 80% を占めている。

オランダは貿易拠点となっており、ロッテルダム港を通して EU 内外に輸出をしている。ロッテルダム港に水揚げされた農産物は、ライン河ルートでドイツや中欧へ、またマース河ルートでベルギーやフランスに輸出される。ロッテルダムには貿易業者、検査会社などが集積しており、野菜や果実類の主な輸入業者は、The Greenery, Superunie, Laurus, Bakkeer Barendrecht などである。

オランダ市場でも、Pre-cut や Pre-packed 野菜・果実が増えているが、英国と異なり有機産品、フェアトレード製品、地元品への関心は低い。

## 2.4 農業及び農業政策と農業分野の協力の関連性

### 2.4.1 EU の農業政策とアフリカへの協力政策

英国、オランダとも国内での果実や野菜の生産規模は大きくない。両国とも酪農や畜産、オランダではこれに加え園芸クラスターが重要である。農業政策としてこれら以外は重要でなく、EU 共通農業政策 (CAP: Common Agricultural Policy) にゆだねている。

一方、EU のアフリカへの協力政策は、EU とアフリカ諸国の間の植民地時代からの長い歴史の流れの中から出来上がっており、現在のコトヌー協定での関係枠組みでは、包括的な政治対話、貿易、開発援助の枠組みを持つに至っている。以下に EU の共通政策と EU とアフリカの関係の歴史的背景について触れる。

### (1) EU 共通農業政策 (CAP)

EU 共通農業政策は、農民の生活水準の適正化と同時に消費者に良質な食品を公正価格で提供することを目的としている。

CAP が導入された当初 (1958 年) は、自給自足のための基本的食糧の生産補助が主な目的であったが、農業への過剰な保護により供給過多を招き、生産調整とそれに伴う財政負担が増え一時は EU 予算の 7 割を占めたこともあった。また、農業への補助が市場を歪曲する制度として、WTO 体制に合致しなくなってきた。CAP の生産補助の対象産品は、穀物、牛肉、砂糖、酪農製品、大豆、トウモロコシなどである。更に、農業従事者の割合の減少もあり農村経済の存続も課題となってきた。

これらの課題に対処するため、EU では「アジェンダ 2000」の一環として、農村開発が農業と並んで EU の農業政策の本柱として位置づけられた。この路線に沿い、2003 年には CAP の抜本的な改革が行われ、CAP の重点は、食糧生産から食品安全、農村の環境保全などに移っている。

CAP の農業予算の大部分を占める価格・所得政策の主なものは、介入買入れ (支持価格)、輸出補助金、直接支払いである。支持価格は国際市場価格より高く生産意欲を刺激する。それに伴い生産過剰となって余剰農産物が輸出補助金により輸出されるという制度は、国際市場を歪曲する制度として WTO 体制に合致しなくなってきた。2003 年の CAP 改革により補助の内容を価格補助と切り離す (デカップリング) 農家への直接支払いに重点が移ってきている。農家への直接支払いが、農業収入、食品の安全と質、環境的に持続可能な生産を保証する方法とされている。

### (2) EU とアフリカの包括的な協力枠組み

戦後の EU とアフリカの間関係は、ローマ条約下の連合関係 (1958-1962 年) であった。これは、EEC とローマ条約に規定される域外の国・領土との間の連合協定として、相互特惠制度による自由貿易地域の形成と、欧州開発基金 (EDF) による経済援助により、植民地・領土の発展と両地域の緊密な経済関係を樹立しようとした。次に、ヤウンデ協定 (1963-1974 年) 下の関係となり、アフリカ諸国の独立に伴い、EEC とアフリカ・マダガスカル諸国連合 18 ヶ国との連合関係で、相互特惠制度を維持し、欧州開発基金と欧州投資銀行の融資を行った。これらの EEC の開発援助政策は域外領土や旧植民地に対するものであり、ロメ協定により始めて EC の開発援助政策ができた。

#### ロメ協定 (1975-2000 年) 下の EU とアフリカの関係

アフリカ・カリブ・太平洋諸国 (ACP 諸国) と EC との間、社会経済分野の援助と貿易のための協力であり、特徴は EEC 諸国への ACP 産品の大部分に対する非互惠的特惠協定であり、輸出収入を安定させる制度として、輸出所得安定システム (STABEX) 制度や EU への輸出収入した場合の財政的援助 (SYSMIN) もあった。

EU への農産物輸入は、次の 2 類型に分けられる。

- 相互補完品 (熱帯産品) : コーヒー、ココア、パーム油など : 無税

- 競合産品：砂糖、牛肉など：輸入課徴金や高率関税で輸入制限した。ACP 諸国に対して輸入枠はあるが関税の免税で有利な待遇を受けた。

この協定の下で、EU 市場への関税が免除された。EU 共通農業政策での保護対象となる一部の農産品（柑橘類、牛肉、穀物、砂糖）も数量規制の下で関税免除された。

EU 市場は保護のため、国際市場価格の何倍もの高い農産物価格となっている。ACP 諸国はこの高価格の恩恵を受けていた。

EU に植民地を持たなかった国が多く加盟するようになり、また、25 年にわたるロメ協定下での援助や特惠制度にもかかわらず、EU の輸入における ACP 諸国のシェアは低下し、欧州以外では ACP 諸国の競争力は向上せず、依然として特定一次産品の輸出に依存していた。更に、ロメ協定の非互恵的特惠制度が 1995 年に発足した WTO 体制の貿易の公正性に合致しなくなり、貿易自由化の流れの中で ACP 諸国の特惠マージンが縮小していった。このような背景の下に、新たな枠組みとしてコトヌー協定ができた。

### コトヌー協定下の EU とアフリカの関係

コトヌー協定は 2000 年 6 月 23 日に EU15 ヶ国と ACP 諸国 77 ヶ国の間で調印され、2003 年 4 月 1 日に発効した。貧困の根絶、持続的発展、及び ACP 諸国の世界経済への統合を目的とし、政治対話、経済通商協力（貿易）、開発援助を取り纏めた包括的な枠組みである。開発に関する全ての項目を網羅した取り決めとなっている。

貿易に関しては、WTO 体制への合致をめざし非互恵的貿易特惠を漸進的に廃止し、ACP 諸国を地域に分け各地域における経済統合と、各地域と EU との経済連携協定（EPA）<sup>3</sup>の交渉の枠組みを規定している。また、ロメ協定ではなかった、グッドガバナンスや人権の擁護といった政治・人道面での不正に対しての介入にも言及されている。

### （3） EU 共通農業政策（CAP）改革とコトヌー協定によるアフリカへの影響

アフリカは EU に対する一次産品の供給国という EU との垂直貿易の関係であった。これが、CAP 改革とコトヌー協定の体制下では、WTO 体制に即したより自由な貿易体制となる。

CAP 改革によって EU 市場価格が低下し、かつ、ACP 諸国の輸出競争力も高くない状況で、コトヌー協定に伴う非互恵的貿易特惠の漸進的な廃止によって、アフリカの輸出収入が減少する。更に、衛生・植物貿易（SPS）国際基準の適合のためのコストの上昇が阻害要因ともなっている。これら一連の動きに反発するアフリカ諸国もあるが、EU 側は、地域経済統合と開発協力によって、アフリカの持続的発展と貧困軽減に貢献するという枠組みを提供している。ACP 諸国全体として、2008 年より 7 年間で 230 億ユーロの開発協力を受け、EU の“貿易のための援助（Aid for Trade）”

<sup>3</sup> 経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、2以上の国（又は地域）の間で、物品及びサービス貿易の自由化など通商上の障害を取り除く自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）より広範囲に、経済取引の円滑化や経済制度の調和など貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めたさまざまな経済領域での連携強化・協力の促進などを含め締結される包括的な協定である。

に対する支出 20 億ユーロの主な受益者となるとしている。貿易のための援助は主に経済連携協定に重点がおかれ、新たな構造改革や貿易政策への準備など、変化に対応し、新たな貿易機会をつかむためのインフラや競争力強化に使われる。ただ、EU によるアフリカの新たな植民地支配という批判もある。

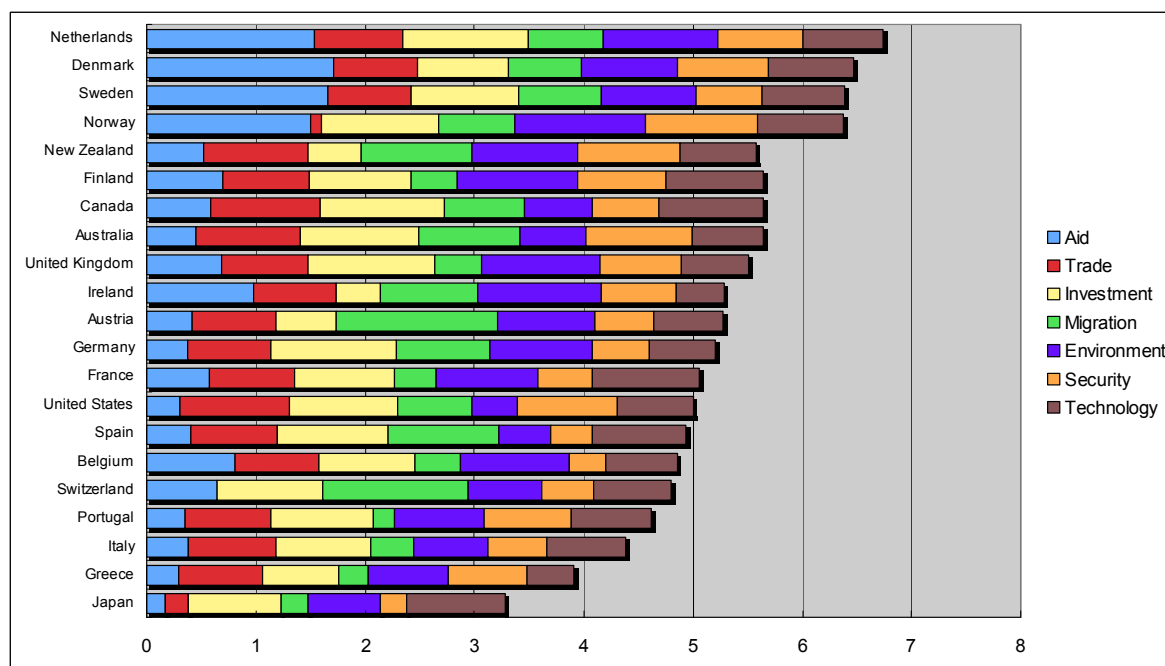
2007 年 12 月には、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジをメンバーとする東アフリカ共同体 (EAC: East Africa Community) と EU の間で経済連携協定 (EPA) の中間合意をし、2008 年以降も更に協議を続けることとした。この合意により 2008 年より EU 市場は米と砂糖以外は自由化し、逆に EAC 市場は漸進的に 25 年以内に自由化することとなった。

本調査の対象品目である野菜 (豆類) 及び果実類は、EU の共通農業政策の保護対象品目でないためにあまり影響はないが、EU 市場への貿易上の障害の除去は確保されたこととなる。

#### (4) 政策一貫性

EU では、開発協力の分野を超えて、非援助政策が開発途上国の MDGs 達成を促進するために、開発のための政策一貫性 (Policy coherence for development) をコミットしている。これらは、11 の優先分野からなり、貿易、環境、安全保障、農業、水産業、グローバリゼーションにおける社会側面、移民、研究と技術革新、情報社会、交通、エネルギー分野である。農業分野では、EU の農業セクター支援について貿易を歪曲するレベルを最小化し、開発途上国の農業発展を容易にするとしている。

英国とオランダは、酪農以外に重要な農業セクターがなく、EU 共通農業政策において「開発のための政策一貫性」を推進する立場にある。Center for Global Development (CGD) により公表されている開発のための政策一貫性の指標である開発に対するコミットメント指数 (CDI: Commitment to Development Index) でみても、オランダが 1 位、英国が 9 位にランクされている。



出所：Center for Global Development

図 2.4 開発貢献度指標

## 英国

英国は開発のための政策一貫性について、EU の共通農業政策などに、積極的に支持するように働きかけており、DAC の援助審査でもこの点は評価されている。

一方、国内での農産物輸入に関する議論では、アフリカからの農産物を購入し貧困削減を優先するか、フードマイルを重視するグリーンアジェンダなど環境を優先するかという国内の生産者グループとの議論がある。飛行機により野菜や果実を運ぶのと、温室やトラック輸送でエネルギーを使うのと、どちらの二酸化炭素排出量が多いかはまだ明らかではないが、英国国際開発庁（DFID）と英国農務省（Defra）では、フードマイルは誤解を与えるコンセプトとし、消費者に PR を行っている。

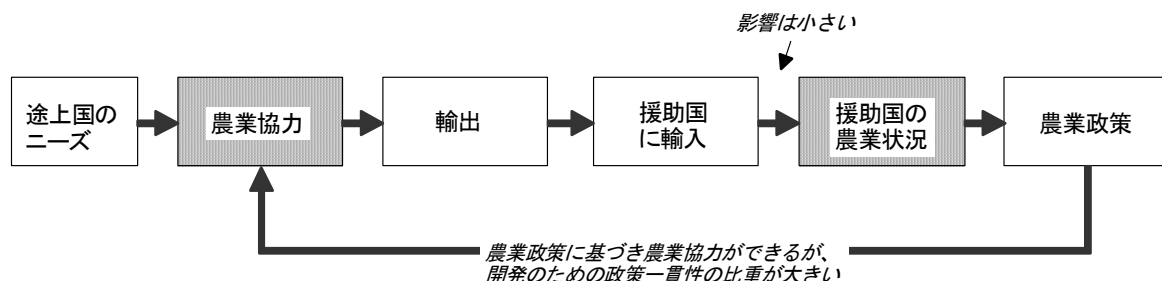
## オランダ

オランダは、貿易立国という成り立ちから、特に開発のための政策一貫性を重視している。

一方、国内の農産物輸入に関しては、環境意識も低く安い方が良いという消費者意識が強い。国内での議論も少ない。競争力のある農業は酪農と花卉産業のクラスターのみである。貿易立国らしく競争力のないものはやむを得なく、生き残りたいなら競争力をつけろというスタンスである。

### 2.4.2 農業分野の ODA と農業、農業政策との関係

以上、英国とオランダを中心とした園芸の輸出促進に関する農業分野の協力、EU と英国並びにオランダの農業・農業市場・貿易の状況、EU と英国並びにオランダの政策について述べてきた。これら農業協力と援助国における農業の状況並びに農業政策との関係を表すと下図のようになる。



出所：調査団作成

図 2.5 農業協力と援助国の農業並びに農業政策との関係

農産物の輸入による農業への影響については、英国とオランダに関しては、両国にとって重要な農産物は EU 共通政策により保護されており、今回の調査対象である果実類や豆類などの園芸作物については輸入による影響は小さい。

開発途上国における農産物輸出の拡大による輸入国への影響について、政策一貫性の事例であるケニア産野菜・果実類の輸入国である英国、オランダについて比較結果は以下の通り。

表 2.5 ケニア産野菜の英国、オランダ比較結果例

	英国の さやいんげん	オランダの さやいんげん	日本のさやいんげん (参考)	日本のいんげんまめ (参考)
国内での産業の位置づけ	非主要産業	非主要産業だが、 加工による再輸出	生産・消費とも減少 傾向	自給率低く輸入依存
国内市場への影響	輸入依存	輸入依存	オマーンから端境期 の冬・春に輸入	中国、ミャンマー、 カナダ、米国より輸入
農業・農業政策への影響	なし	なし	冬・春なら影響ない	9割を北海道で生産
援助・対外政策	市場開放 海外投資の条件整備支援		ケニア産は植物防疫上輸入禁止	

出所：現地調査結果などを基に調査団作成

援助国の農業の状況によって農業政策は策定される。EU 並びに英国、オランダでの農業政策は、農業の維持と農村環境の維持、並びに食品安全が重要事項となっている。英国、オランダ両国ともケニアには自国企業が進出し、農業生産から輸出までを行っている。進出企業も両国にとって重要なステークホルダーであり、また、WTO 体制下の自由貿易体制に合致させる圧力もあり、貿易の制限はできず、むしろ輸入することが貧困削減に役立つという開発のための政策一貫性を推進している。

しかし、その協力内容をみると、進出民間企業と協働し、彼らの市場の拡大を支援しつつ貧困削減にも結びつけるという戦略的な協力となっている。

一方、ドイツなどの進出企業をもたない国は、比較的純粋にケニアの貧困削減のためにバリューチェーン開発による園芸作物の輸出促進を行っている。この例は同じく、進出企業をもたず旧植民地のような関係のない日本にとっても示唆のあるものである。

今まで述べてきた各国毎の野菜・果実類の輸出促進に向けた協力のアプローチを農業政策、ODA 政策との関連でまとめると以下の表になる。

表 2.6 野菜・果実類の輸出促進に向けた各国の協力のアプローチ（ケニアの場合）

	英国	オランダ	ドイツ	米国	日本(参考)
農産物輸入に関わる農業政策	野菜・果実類はEUの共通農業政策(CAP)の保護対象品目ではない	野菜・果実類はEUの共通農業政策(CAP)の保護対象品目ではない	野菜・果実類はEUの共通農業政策(CAP)の保護対象品目ではない	綿花など国内で重要性のあるもの以外は基本的に自由貿易。	食料自給率の向上、食の安定供給と安全確保、農業経営の安定と競争力強化、日本からの輸出促進などの整合性を検討する
ODA政策	国際貿易を貧しい人のためになるように転換する戦略(EUの途上国でのプレゼンス拡大と利益のための戦略的で政治・経済を含めた包括的な枠組み)	貧困削減には、非援助政策も重要という「開発のための政策一貫性」も重視(EUの途上国でのプレゼンス拡大と利益のための戦略的で政治・経済を含めた包括的な枠組み)	持続的低開発、貧困削減のための援助で国際機関が打ち出すことを重視(EUの途上国でのプレゼンス拡大と利益のための戦略的で政治・経済を含めた包括的な枠組み)	9/11を受けてODAは国家安全保障の一つとして位置づけられ、外交政策の一環として外交、民主主義、開発協力の3Dの一つ	貧困削減、食料需給、環境保全、持続的成長のための自助努力支援と「開発イニシアティブ」による「売れる農林水産物づくり」に向けた人材・組織育成支援
協力アプローチ	自国の経済利益と途上国の貧困削減を両立する戦略的な援助	自国の経済利益と途上国の貧困削減を両立する戦略的な援助	途上国の開発のための技術的援助及び小農の市場アクセス改善やバリューチェーン開発などの協力	自国の国益のための戦略的援助で、米国のNGO等を活用した協力で小農の市場アクセス改善やバリューチェーン開発などの協力	途上国の自立のための技術的援助
民間セクターとの関係	大手輸出業者～大手輸入業者～大手小売チェーンのネットワーク	大手輸出業者～大手輸入業者～大手小売チェーンのネットワーク	自国企業のネットワークなし	自国企業のネットワークなし(将来米国市場への進出の可能性あり)	自国企業のネットワークなし

出所：調査団作成